

## 平成 29 年度 都市と緑・農が共生するまちづくりに関する調査 募集要領

平成 29 年 3 月 23 日  
国土交通省 都 市 局  
農林水産省 農村振興局

### 1. 調査の趣旨について

人口減少・少子高齢化、財政制約等の社会情勢に対応し、都市と緑・農が共生するまちづくりを実現するに当たっては、コンパクトシティ化に向けた総合的な計画である立地適正化計画との連携、多様な主体の参画による都市における緑地の創出や農地の保全の推進、再生可能エネルギーの発電設備等の景観上の課題に対して景観計画等を活用した良好な景観の形成等により、地域の実情に即した施策を実施する必要があります。

特に、都市農地を適切に保全するためには、「都市農業振興基本計画（平成 28 年 5 月閣議決定）」を踏まえ、新鮮で安全な農産物の都市住民への供給や、身近な農作業体験や交流の場の提供、災害時の防災空間の確保、心安らぐ緑地空間の提供など都市農業が有する多様な機能が将来にわたって十分に発揮されるよう、その振興を図る必要があります。

このため、国においては、都市緑地法等の改正<sup>※</sup>により、緑地や農地の保全・創出に係る諸制度の見直しを検討しているところです。

以上の背景を踏まえ、国土交通省と農林水産省は、具体的な課題を抱える地方公共団体等の皆様の協力の下、上記計画を踏まえて、緑地・農地と調和した良好な都市環境・都市景観の形成、都市農業の多様な機能の発揮などを促進するための方策を即地的に検討することを目的として本調査を実施します。

#### ※ 都市緑地法等の改正について

国土交通省では、都市における緑地の保全及び緑化等を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するため、都市緑地法等を改正することとしております。（都市緑地法等の一部を改正する法律案として平成 29 年 2 月に閣議決定され、国会に提出）。当該法案の概要につきましては、下記をご参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07\\_hh\\_000104.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000104.html)

### 2. 応募主体について

以下の団体とします。

- ①地方公共団体
- ②地方公共団体を構成員に含む団体（協議会等）
- ③緑地管理機構又は景観整備機構
- ④上記以外の民間団体

- ※ ②～④の団体による応募は、以下の全ての要件に該当する場合に限り可能です。
- ・代表者の定めがあること。
  - ・調査実施に当たっての諸手続を適正かつ効率的に行うため、団体としての意思決定方法、事務処理方法及び会計処理方法並びに責任者を明確にした規約、団体内での役割分担等が定められていること。
  - ・④の団体が応募する場合には提案について関係する地方公共団体からの推薦があること。

### 3. 募集内容について

本調査は、公募により広く提案を募集します。応募された提案の中から、有識者によって構成される評価委員会において、6.(2)の評価方針に基づき優れたものを選定し、国土交通省「都市と緑・農の共生まちづくり推進調査」又は農林水産省「都市農業課題調査委託事業」として応募者へ調査を委託します。

以下の事項に留意の上、提案を行ってください。

#### (1) 募集する提案内容

下記のテーマに関する取組の提案を募集します。

- ① 立地適正化計画など、人口減少等に対応したまちづくりに関する計画と連携した緑地や農地の保全に関する取組み

##### 【問題意識】

立地適正化計画を策定し、都市機能や居住の誘導を図る上では、誘導区域内外の実態にあわせ、農地を含めた緑地の保全や緑化の推進、空き地の活用等を図り、持続可能で良好な都市環境を形成することが必要。

一例)

- ・誘導区域内外の実態に応じた、農地と宅地が調和した良好な居住環境と営農環境の形成を図る取組
- ・多様な主体が、誘導区域内外で発生する空き地等をレクリエーションやコミュニティ空間等として活用し、良好な居住環境の維持・向上を図る取組
- ・緑の基本計画等において、都市農地の多様な機能を適正に評価するとともに、これらの機能の持続的な発揮を図る取組

- ② 良好な都市環境の形成に向けた、市街地における緑地・農地及び景観の保全・創出・活用

##### 【問題意識】

都市において緑地・農地や地域固有の景観を生かしたまちづくりを進めるためには、都市開発等における新たな緑の創出のほか、都市緑地や農地の保全に関する方針とその具体的施策等の展開に向けた取組が多様な主体により進められ、緑のネットワークの強化及び質を向上させるとともに、景観計画等の効果

的な運用によって、良好な都市環境の形成を図ることが必要。

一例)

<緑地・農地関連>

- ・都市緑地法等の改正を踏まえた、緑地や農地の一体的な保全・活用の実現に向けた方策の検討（市民緑地認定制度の活用等）
- ・農地や空き地等を活用した緑地における貸し手と借り手のマッチングの仕組みの構築や中間組織による緑地等の整備・管理に関する検討（緑地保全・緑化推進法人（上記改正法案において、現行の緑地管理機構制度を平成 29 年度に改正予定）による民有緑地の整備・管理に関する検討等）
- ・市街地における生態系ネットワークの形成手法、モニタリング手法の検討

<景観関連>

- ・景観計画における景観形成基準の定量化の手法の検討
- ・景観計画等の景観施策と空き地・空き家対策との連携手法の検討

### ③ 広域的な観点から取り組む緑地・農地及び景観の保全・活用

#### 【問題意識】

一の市町村の区域等を越えた広域的な観点から、緑地・農地及び景観の保全・活用を推進するためには、複数の主体が連携してその保全活動に取り組む枠組みを作っていく、継続的な活動に繋がる手法を検討していくことが必要。

一例)

<緑地・農地関連>

- ・広域的な緑地のネットワーク形成、保全方針の策定、及び広域連携組織の立ち上げ等に向けた検討

<景観関連>

- ・太陽光発電設備、小型風力発電設備等と周辺環境が調和した景観の形成に向けた検討
- ・良好な景観の形成に向けた基本方針の策定や広域連携に向けた合意形成手法の検討
- ・案内板等の公共サインのデザイン調整やガイドライン等に基づく行為の制限等の基準の統一に向けた検討

### ④ 都市農業における ICT 技術の活用及び海外市場の開拓

#### 【問題意識】

我が国の農林水産業の成長産業化を促進するためには、ICT 技術の活用や海外市場の開拓が急務となっている。都市農業においても、農地が市街地内に所在若しくは近接していることや国際空港に近いという特有の条件の下、こうした技術の活用や輸出拡大に向けた取組を進める上で、課題の把握や今後の推進方策を検討することが必要。

一例)

- ・消費地に近いという特性を生かした流通・取引体系の構築（消費ニーズに対応した少量多品目生産ならでの生産・出荷等）
- ・宅地と接続又は近接する特有の環境下における周辺環境に配慮した栽培技術の確立（ICT技術を活用した生産技術の継承、生産性の向上、きめ細やかな栽培管理技術等）
- ・輸出に向けた環境整備（ロット形成、鮮度保持等）

## （２）委託期間

契約締結日の翌日～平成30年3月上旬

上記委託期間に実施可能な取組について、提案をしてください。

なお、本調査は平成29年度政府予算案が成立し予算示達がなされることを前提に実施するものであり、予算が成立しなかった等の場合には契約締結ができない場合があります。

## 4. 経費について

1件当たりの調査経費の上限額は概ね800万円程度とします。

本調査で措置する経費は、提案のあった取組の実施に係る経費であって、かつ、国からの調査委託費（国庫委託金）として措置することができるものに限ります。

以下のような経費は、調査委託費による措置の対象にはなりません。

- ① 国等により別途、補助金、委託費等が支給されている取組に関わる経費
- ② 地方公共団体職員の人件費
- ③ 施設整備費・修繕費、恒久的な施設の設置費等
- ④ 普及啓発イベント等の食材、弁当代等（会議にかかる茶代については対象とする。）

### 【注意】

選定された場合、委託契約を結ぶこととなりますが、**概算払は行いません。**（委託料の支払は、調査終了後の精算払のみ。）したがって、調査期間において業務を実施するための資金を用意していただくことが必要となります。

※ 経費区分は、直接人件費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び雑収入に区分し、庁費にあつては、財務省が定める下記区分に従い、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、賃金、借料及び損料、会議費及び雑役務費等に細分して計上します。

[http://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2016/sy280401c.pdf](http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2016/sy280401c.pdf)

※ また、謝金については、下記をご参照ください。（会議出席については「別表1」、現地視察は「別表2」を参照）

[http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/e-meti/20150306shakin.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/e-meti/20150306shakin.pdf)

<再委託について>

再委託については書面による事前の承諾が必要であり、調査経費の 1/2 を超える金額の再委託をすることはできません。

また、業務の全部を一括して又は業務の主たる部分を再委託することはできません。（主たる部分とは業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）

なお、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入及び会場借上の軽微な業務は雑務費に計上してください。

また、応募団体が複数の団体で構成される協議会等の場合、構成団体間で処理される経費は再委託とはなりません。

## 5. 応募方法について

下記の応募書類を、(2)の提出期間内に提出してください。応募書類に記入漏れや書類の不足等の不備があった場合、その応募書類は受理できませんのでご注意ください。

### (1) 応募書類

#### ・様式表紙

提案書の表紙となります。

取組を提案するテーマを1つ選択して下さい。複数のテーマに資する取組を提案する場合であっても、複数選択することはできません。

提案書の提出日、応募団体名、代表者の氏名を記入し、印を押してください。

「提案名」、「応募団体の概要」、「担当者連絡先」を記入してください。応募書類等に関する問い合わせは、「担当者連絡先」に記載された担当者に行います。電話番号等の連絡先は、応募書類提出後、選定結果を通知するまで、平時連絡可能な電話番号、メールアドレスを登録してください。

#### ・様式1

提案名、応募団体名、3.(1)のテーマ①から④までのいずれか該当する番号を記入してください。

提案概要を240文字程度で記入してください。概要には、背景・課題、目的、提案する取組が必ず含まれるようにしてください。

「地域における都市と緑・農が共生するまちづくりに関する課題」及び「提案する取組」について記入してください。「提案する取組」の記入に当たっては、具体的に実施する取組が何か、明確に理解できる記述としてください。

提案する内容について「本調査の趣旨との整合性・先導性・汎用性」、「取組の成果とその活用方針」についての説明を記入してください。

#### ・様式2

提案名、応募団体名を記入してください。

調査の実施スケジュールについて記入してください。また、提案内容に関連する取組実績と調査実施後の取組の方針について記入してください。(応募団体が複数の団体で構成される協議会等の場合は、どの団体の取組実績、取組の方針かわかるように記入してください。)

#### ・様式3

提案名、応募団体名を記入してください。

調査の実施に必要な経費を記入してください。(詳細な記入要領は様式3に記載しています。)

#### ・様式4

提案名、応募団体名を記入してください。

調査の実施体制について記入してください。

※ 応募団体が複数の団体で構成される協議会等の場合は、主な役割を担う構成団体の団体名と役割について記入してください。

※ 再委託を予定している場合は、再委託する団体等の名称及び業務内容を記入してください。

※ 調査の実施において、他の団体との連携が見込まれる場合は、その関連団体の団体名とその関係性について記入してください。

※ 応募主体が②の場合は、構成員である地方公共団体名、担当者名等を記入してください。

#### ・様式5

応募主体が④の場合は、本様式により、関係する地方公共団体の推薦を受けた上で提出して下さい。公印であれば推薦者の役職は問いません。(必ずしも市区町村長や知事名である必要はありません。)

### (2) 提出期間

平成29年3月23日(木)から4月21日(金)17:00まで

※提出期間は上記のとおりですが、提出された応募書類は、平成29年度当初予算の成立をもって受理します。また、本調査は契約締結日の翌日から実施が可能となります。

### (3) 応募書類の提出

応募書類は、以下の提出先に電子メールにて提出してください。なお、提出する応募書類は電子データ(PDF形式)としてください。

#### 【提出先】

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室 望月、煙山

hqt-g\_CRB\_KRY\_RKS@ml.mlit.go.jp

応募書類の提出後、国土交通省担当係（「7. 問い合わせ先について」参照）へ必ず電話にてご連絡ください。電子データのファイル総量は極力5メガバイト以内としてください。なお、送信された応募書類の印刷は白黒で行います。

## 6. 応募後のスケジュールについて

※平成29年度当初予算の成立時期によっては、変更が生じる可能性があります。

### （1）応募内容の確認（提出期間中及び提出期間後）

応募内容について確認するため、必要に応じて電話・メールによる問い合わせを行うことがあります。

### （2）選定（5月中旬予定）

本調査に応募された提案の選定に当たっては、評価委員会において下記に定める評価方針に沿って提案を評価し、その評価を踏まえ、国土交通省「都市と緑・農の共生まちづくり推進調査」又は農林水産省「都市農業制度検討調査委託事業」として選定します。この際、提案内容の一部のみを採択することや実施内容の充実を前提に採択することがあります。

また、評価の過程で、必要に応じ追加資料の請求やヒアリング等を行うことがあります。追加資料の請求の際に指定した期日までに資料の提出がない場合やヒアリングに応じることができない場合は評価の対象とならない場合があります。

#### 【評価方針】

有識者によって構成される評価委員会において、主に以下の視点で評価します。

- ① 提案する取組（課題及び想定する解決手法）と本調査の趣旨との整合性  
提案する取組が、本調査の趣旨と整合性が取れており、国として取り扱うべき重要なものであること。
- ② 提案する取組の先導性、汎用性  
現在取り組まれている事例は少ないものの、多くの地域で応用可能であるなど、今後他の地域へ広がることが期待されるものであり、調査で得られる成果が他の地域から参考とされやすいものであること。
- ③ 提案する取組の実現性  
提案する取組を実施するための計画が適切に立てられていること。地域での取組について具体的な方針があること。また、必要な経費が過不足無く適切に見積もられており、必要な実施体制の構築が予定されていること。

なお、選定結果は応募団体の代表者に、書面により通知するほか、ホームページ等により、選定された団体の団体名、団体の住所（市区町村名まで）、調査名を公表します。（5月下旬予定）

(3) 契約手続（選定結果通知後）

国土交通省都市局又は農林水産省農村振興局が、選定された提案の応募団体と委託契約の手続を行います。

なお、契約手続に際し、現地視察を行い、その際に実施内容や成果物の内容等について応募団体と個別に協議等させていただきます。

(4) 進捗報告、評価委員会の委員による現地視察

本調査の調査進行状況を確認するため、委託期間中に1回程度、国土交通省都市局又は農林水産省農村振興局に進捗報告を行っていただく予定です（9月～11月頃）。（進捗報告に伴う国土交通省又は農林水産省への旅費は、必要経費に含めてください。）

また、委託期間中に評価委員会の委員原則1名による選定箇所への現地視察も予定しております（10月～12月頃）。（委員1名分の謝金（1時間7,000円ただし、1日の上限は14,000円）、大学教授等有識者（東京都内在住想定）の旅費は、必要経費に含めてください。）

(5) 取組結果の報告会（平成30年2月中旬予定）

本調査の取組結果の報告会を実施する予定です。報告会では、調査を実施した応募団体から取組結果について説明していただきます。（報告会（東京都千代田区霞が関を想定）の出席に伴う旅費は、必要経費に含めてください。）

(6) 成果物

委託業務実施期間の終了日までに、成果物を提出していただきます。

成果物は調査報告書（A4判）を3部とその電子情報（CD-Rディスク等）とします。（成果物の制作に要する印刷製本費等は、必要経費に含めてください。）

(7) 精算（委託業務完了時）

委託業務完了時には、成果物に添えて、十分な根拠資料（支出を記録した帳簿と支出を証明する書類）を基に作成した精算報告書、委託費経費内訳報告書等を提出していただき、検査によって支出の適否を確認した上で額を確定し、実費をお支払いいたします。

7. 問い合わせ先について

本募集に関するお問い合わせは、以下の担当まで電話にてお願いします。

[緑地・農地の保全・活用等に関する調査（テーマ①～③）について]

国土交通省 都市局

公園緑地・景観課 緑地環境室 望月、煙山

直通 03-5253-8420/FAX 03-5253-1593

[都市農業に関する調査（テーマ④）について]



農林水産省 農村振興局

都市農村交流課 都市農業室 渡邊、井上

直通 03-3502-0033/FAX 03-6744-0571

※異動があった場合には、後任のものとなります。